

## 滋賀県立琵琶湖博物館名誉館長の称号の授与に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、滋賀県立琵琶湖博物館（以下「博物館」という。）の名誉館長の称号（以下「称号」という。）の授与に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (称号の授与)

第2条 知事は、博物館の館長として多年勤務し、退任した者であって、その運営について多大な功績のあった者に対し、称号を授与することができるものとする。

### (授与の手続)

第3条 前条に規定する称号の授与については、琵琶湖環境部長の推薦に基づき、知事が決定する。

### (称号の取消し)

第4条 知事は、称号を授与された者が、本人の責めに帰すべき行為により著しくその名誉を傷つけたと認められるときは、その称号を取り消すことができる。

### (文書の交付)

第5条 称号を授与するときは、別記様式による文書を交付して行うものとする。

### 付 則

この要綱は、平成31年3月11日から施行する。

(別記)

氏 名 様

滋賀県立琵琶湖博物館名誉館長の称号を授与します。

年 月 日

滋賀県知事

印